

## 県道の路線の認定について

県道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第7条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

認定する路線

路線名	起 点	道路法第7条 第1項該当号
	終 点	
石川池原線	うるま市	第5号
	沖繩市	

平成28年2月16日提出

沖繩県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

県道の路線を認定するには、道路法第7条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。